

(9) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 242.7 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）292.0 千円、特定技能 211.2 千円、身分に基づくもの 300.3 千円、技能実習 182.7 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）226.5 千円となっている（第 9 表）。

第 9 表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和 6 年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	242.7	4.3	32.8	3.3
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	292.0	-1.6	32.4	3.3
特定技能	211.2	6.7	28.8	2.2
身分に基づくもの	300.3	13.4	45.3	6.5
技能実習	182.7	0.6	27.0	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	226.5	-2.1	30.0	1.7

注： 1）在留資格区分については、5 頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた 6 区分となる。